

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準に係る条例の一部改正について

1 趣旨

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例について、この度、国の省令等が改正されたことに伴い、本市においても国に準じ、条例の一部を改正する予定です。

つきましては、改正案の概要を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

2 改正対象の条例及び内容

(1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

建築基準法の改正により、一部の特殊建築物（劇場、病院、保育所等）について、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが、耐火建築物であることが求められなくなりました。

一方、内閣府、厚労省、文科省は、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とするという現行の基準を維持することとし、省令を改正しています。

そのため、本市も国の省令同様、現行基準を維持するために条例改正を行う予定です。

(2) 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

第9次地方分権一括法により、保育教諭については、原則、保育士資格と幼稚園教諭の免許の両方を取得していることが必要なところ、一方の資格を取得していれば、保育教諭とみなす資格の特例等が、認定こども園の施設数が増加している状況等を踏まえ、5年間延長されました。

当該資格特例の延長に関連して、幼保連携型認定こども園の職員配置の考え方について、国の省令及び本市の条例において、副園長及び教頭を職員配置数に算入する場合は、原則、該当者が保育士資格と幼稚園教諭の免許を両方取得している必要があるところ、一方の資格を取得していれば、職員配置数に算入できるとし、その経過措置期間を施行後5年間（令和元年度末）としています。

当該経過措置については、国も延長しており、本市としても、認定こども園を推進している点と既存施設の運営（人材の確保）の安定化の観点から、当該経過措置を延長する必要があると考えるため、条例改正を行う予定です。

なお、幼保連携型認定こども園においても、(1)の内容に係る条例改正を行います。

(3) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

○ 家庭的保育事業等（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）については、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育所、認定こども園又は幼稚園との連携が義務づけられていますが、連携施設の確保が困難な状況を踏まえ、①連携施設を確保しないこととできる経過措置期間を10年間（令和6年度末）に延長し、②利用定員が20名以上の企業主導型保育事業又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって市長が認める施設を連携先とすることを可能とします。

○ 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の連携先の確保に係る連携施設の設定を不要とすることとします。

3 施行予定日

令和2年2月

保育所等

名称・説明	対象年齢	定員
保育所（認可保育所） 保護者の就労や病気のためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。横浜市の認可保育所には、横浜市が設置する市立保育所と社会福祉法人等が設置する私立保育所があります。	0～5歳	20名以上
認定こども園 教育・保育を一体的に行う施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型の4つに分類されます。		

家庭的保育事業等（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）

名称・説明	対象年齢	定員
小規模保育事業 定員も比較的小さな施設であり、A型、B型、C型の3つの類型があります。規模の特性を生かした保育を実施しています。	0～2歳	A型、B型 6～19名
家庭的保育事業 家庭的保育者が家庭的雰囲気の中で保育します。		C型 6～10名
事業所内保育事業 会社や事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。		3～5名
		各事業所内施設による